

# 欧州連合の加盟国、イタリア、スペイン、ルーマニア における登録商標の無効及び取消に関する 新しい行政手続

シモネ・ベルドゥッチ・ガレットイ (Simone Verducci Galletti)  
Global IP Italy Srl  
欧州連合商標・意匠弁護士、イタリア商標・意匠弁護士

## 1. はじめ

欧州連合の商標制度を理解する際には、もつれた糸を解くような気分になるかもしれません。ひとつの広域地域に複数の商標登録が存在するため、この地域の商標制度を迷路のように複雑で理解しにくい制度と思われるのも当然です。欧州連合には、欧州連合知的財産庁により管理される欧州連合全域（2023年現在：27カ国）で有効な商標（欧州連合商標）からなる欧州連合商標登録簿があります。さらに、各加盟国には、それぞれの官庁により管理される25の国内商標登録簿があり、それぞれの国で有効な国内商標を対象としています。また、ベネルクスには、ベルギー、オランダ、ルクセンブルクの3カ国で有効な商標を対象とする超国家的な商標登録であるベネルクス登録簿もあります。そして、制度に新たな種類を加えるマドリッド議定書による国際登録の指定による登録があることも忘れてはいけません。

これらの商標登録のほとんどは、他者商標との類否等を審査する相対的拒絶理由は審査対象ではなく、識別力等の絶対的拒絶理由についてのみ実体審査が行われます。相対的拒絶理由の判断は、先行権利の所有者に委ねられています。後願商標が自己の先行権利と抵触すると判断した場合、先行権利の所有者は異議申立又は裁判所に商標登録の取消訴訟を提起しなければなりません。その結果、欧州連合内の商標登録簿には、異なる権利者により酷似する商標、さらには全く同一の商標が同一商品にまで登録され、混雑してしまっています。

今年（2023年）1月、イタリア、スペイン、ルーマニアの3カ国は欧州議会・理事会指令2015/2436を遵守すべく、自国の法律を改正し、裁判所と特許商標局の何れでも登録商標の取消手続をできるようにしました。なお、この法改正前、3カ国では登録商標を取り消す方法は、裁判所へ民事訴訟を提起することが唯一の方法でした。

おそらくご存知のとおり、商標に関する加盟各国の法と調査を図るべく2015年12月16日に欧州議会・理事会指令2015/2436が欧州議会・欧州理事会によって承認されました。これは、全ての欧州加盟国において商標法を調和させようとする欧州連合の取り組みを表したものであり、前述